

平成２９年かすみがうら市議会第１回定例会
市長提出議案集

平成２９年３月２日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 2 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）	1
2. 議案第 3 号	かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3
3. 議案第 4 号	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
4. 議案第 5 号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
5. 議案第 6 号	かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について	8
6. 議案第 7 号	かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
7. 議案第 8 号	かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	18
8. 議案第 9 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	19
9. 議案第 10 号	かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	23

10. 議案第 11 号	平成 28 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）	25
11. 議案第 12 号	平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	48
12. 議案第 13 号	平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	56
13. 議案第 14 号	平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	63
14. 議案第 15 号	平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	74
15. 議案第 16 号	平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	83
16. 議案第 17 号	平成 29 年度かすみがうら市一般会計予算	（予算書）
17. 議案第 18 号	平成 29 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算	（予算書）
18. 議案第 19 号	平成 29 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算	（予算書）
19. 議案第 20 号	平成 29 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算	（予算書）
20. 議案第 21 号	平成 29 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算	（予算書）
21. 議案第 22 号	平成 29 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算	（予算書）
22. 議案第 23 号	平成 29 年度かすみがうら市水道事業会計予算	（予算書）

23. 議案第 24 号 相互救済事業の委託について	91
----------------------------	----

(参考資料)

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表	92～121
・ かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表	(92～ 94)
・ かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表	(94～ 95)
・ かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表	(95～ 97)
・ かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 1 条関係)	
かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	
かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 3 条関係)	(97～114)
・ かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表	(114～115)
・ かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表	(115)
・ かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表	(115～119)
・ かすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表	(119～121)

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２９年２月８日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 平成２８年１１月１０日（木） 午前８時００分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市新治地内 市道８－０５１７号線
- 3 相 手 方 （住所）
（氏名）
- 4 事故の概要 出勤途中、車両が道路上の陥没に落ち、左前タイヤを破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - （１）損害賠償額 １５，６５８円
 - （２）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

議案第 3 号

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 2 号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

第 8 条の 3 第 4 項中、「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に、「あるのは「第 15 条第 1 項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めると

ころにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 4 号

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市
条例第 3 7 号）の一部を次のように改める。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和
2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児
童の親その他の同法第 2 7 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の
規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童
を委託することができない職員に限る。）に同法第 2 7 条第 1 項第 3 号の規
定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業（かすみがうら市職員の勤

務時間、休暇等に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第３６号。以下「勤務時間条例」という。）第１４条の規定による特別休暇をいう。）を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第３条中第５号を第６号とし、第２号から第４号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

（２） 育児休業をしている職員が第５条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第２７条第１項第３号の規定による措置が解除された場合

附 則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

議案第 5 号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中補助機関の部ティームティーチング非常勤講師の項の次に次のよ
うに加える。

小中学校非常勤講師			2,870	37	2,100	12,500	2,100
-----------	--	--	-------	----	-------	--------	-------

別表第 1 備考第 1 2 項中「非常勤講師」の次に「及び小中学校非常勤講師」
を加える。

別表第 4 職名の欄中「及び社会教育指導員」を「、社会教育指導員及び小中
学校非常勤講師」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例

(かすみがうら市税条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 4 1 年度」を「平成 4 3 年度」に、「平成 3 1 年」を「平成 3 3 年」に改める。

附則第 1 6 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」に、「において、平成 2 8 年度分」を「には、平成 2 9 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 8 2 条第 2 号アの項中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 8 年 4

月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

（かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年かすみがうら市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中附則第 5 条第 7 項の表第 19 条第 3 号の項中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

（かすみがうら市税条例の一部改正）

第 3 条 かすみがうら市税条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条中「）、第 53 条の 7、第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 12.1」を「100 分の 8.4」に改める。

第 80 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に

規定する者を含まないものとする。

第 80 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 80 条の 2 を削る。

第 81 条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上

の軽自動車を運行の用に供する者を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第８１条の次に次の７条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第８１条の２ 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第８１条の３ 環境性能割の課税標準は、３輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第１５条の１０に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第８１条の４ 次の各号に掲げる３輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（１） 法第４５１条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの １００分の１

（２） 法第４５１条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの １００分の２

（３） 法第４５１条第３項の規定の適用を受けるもの １００分の３

（環境性能割の徴収の方法）

第８１条の５ 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第８１条の６ 環境性能割の納税義務者は、法第４５４条第１項各号に掲げる３輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第３３号の４様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「2輪のもの（側車付のものを含む。）	年額	3,600円
3輪のもの	年額	3,900円
4輪以上のもの		
乗用のもの		
営業用	年額	6,900円
自家用	年額	10,800円

貨物用のもの

営業用	年額	3, 8 0 0 円
自家用	年額	5, 0 0 0 円」を

「(ア) 2 輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 3, 6 0 0 円

(イ) 3 輪のも 年額 3, 9 0 0 円

(ウ) 4 輪以上のもの

① 乗用のもの

営業用	年額	6, 9 0 0 円
自家用	年額	1 0, 8 0 0 円

② 貨物用のもの

営業用	年額	3, 8 0 0 円
自家用	年額	5, 0 0 0 円」

に改める。

第 8 3 条 (見出しを含む。) 及び第 8 5 条 (見出しを含む。) 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 8 7 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第 3 3 号の 4 様式」を「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 様式」を「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 8 0 条第 2 項」を「第 8 1 条第 1 項」に改める。

第 8 8 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 8 0 条第 2 項」を「第 8 1 条第 1 項」に改める。

第 8 9 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「と認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条第1項」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)①	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)②	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第1条中市税条例第36条の2第1項ただし書の改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成

28年法律第70号)の施行の日から施行する。

(1) 第1条中市税条例附則第16条の改正規定及び附則第2条の規定 平成29年4月1日

(2) 第2条及び第3条の規定並びに附則第3条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の市税条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第3条 第3条の規定による改正後の市税条例(附則第4条において「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 7 号

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特
例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関
する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特
例措置に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関
する条例（平成 2 5 年かすみがうら市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正
する。

第 2 条第 1 号中「第 4 条第 1 項」を「第 1 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成 21 年かすみがうら市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議案第9号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年3月2日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」の次に「（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第3条の次に次の1項を加える

（平成29年度における保険料率の特例）

第4条 平成29年度における保険料率は、第4条第1項に規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）

第20条第1項第1号に掲げる者 32,400円

（2） 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 48,600円

- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 48,600円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 58,300円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 64,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者 77,700円

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第8号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 84,200円

イ 合計所得金額が190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第9号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 97,200円

イ 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第10号ロに該当する者を除く。）

（9） 次のいずれかに該当する者 110, 100円

イ 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号ロに該当する者を除く。）

（10） 次のいずれかに該当する者 116, 600円

イ 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの令附則第20条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

（11） 前各号のいずれにも該当しない者 136, 000円

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成29年度おける保険料率は、同号の規定にかかわらず、29, 160円とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 10 号

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例

かすみがうら市企業立地促進条例（平成 21 年かすみがうら市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「、家屋」を削る。

第 2 条第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6） 敷地整備・インフラ整備額 企業の立地に必要な土地の整備及び構築物の整備に要する経費の総額で規則で定める額をいう。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（3） 敷地整備・インフラ整備助成金

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 敷地整備・インフラ整備助成金は、指定事業者による企業の立地に伴う整備に対し交付する。

第4条に次の1号を加える。

- (3) 敷地整備・インフラ整備助成金 敷地整備・インフラ整備事業費に100分の25を乗じて得た額とし、1億円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は敷地整備・インフラ整備事業費に100分の50を乗じて得た額とし、2億円を限度とする。

第5条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を「第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から第7号までのすべての」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 新たに用地を取得し、又は用地を借り受けて事務所等を新設し、増設し、又は借り受けること。

第5条第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中「10人（中小企業者にあつては、5人）」を「5人（中小企業者にあつては、3人）」に改め、同号を第5号とする。

第5条第3号を次のように改め、第4号とする。

- (4) 第1号に規定する者にあつては用地の取得又は借受けにかかる契約を締結した日から、第2号に規定する者にあつては当該増設にかかる工事等の契約を締結した日、又は増設にかかる敷地整備・インフラ整備工事の契約を締結した日から規則で定める期間内に操業を開始すること。

第5条第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 企業が所有する土地に事務所等を増設すること。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第 11 号

平成 28 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 28 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 172,466 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17,306,616 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入			(単位 千円)		
款		項	補正前の額	補正額	計
12 分 担 金 及 び 負 担 金			271,695	△ 47,093	224,602
	1 負	担 金	271,695	△ 47,093	224,602
14 国 庫 支 出 金			2,460,821	△ 52,080	2,408,741
	1 国 庫	負 担 金	1,559,833	7,301	1,567,134
	2 国 庫	補 助 金	890,670	△ 59,381	831,289
15 県 支 出 金			1,146,772	△ 10,625	1,136,147
	1 県	負 担 金	577,912	15,724	593,636
	2 県	補 助 金	356,363	△ 16,057	340,306
	4 県	交 付 金	113,513	△ 10,292	103,221
16 財 産 収 入			12,941	5,091	18,032
	1 財 産	運 用 収 入	12,939	3,484	16,423
	2 財 産	売 払 収 入	2	1,607	1,609
18 繰 入 金			671,722	△ 13,219	658,503
	1 基 金	繰 入 金	513,559	△ 13,219	500,340
19 繰 越 金			394,023	60,868	454,891
	1 繰 越	金	394,023	60,868	454,891
20 諸 収 入			181,215	△ 1,208	180,007
	5 雑	入	142,514	△ 1,208	141,306
21 市 債			2,150,400	△ 114,200	2,036,200
	1 市	債	2,150,400	△ 114,200	2,036,200
歳 入 合 計			17,479,082	△ 172,466	17,306,616

歳 出		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 議 会 費		143,076	△ 149	142,927	
	1 議 会 費	143,076	△ 149	142,927	
2 総 務 費		1,888,071	299,331	2,187,402	
	1 総 務 管 理 費	1,523,804	303,601	1,827,405	
	2 徴 税 費	230,171	△ 500	229,671	
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	98,410	△ 3,770	94,640	
3 民 生 費		6,079,710	△ 67,367	6,012,343	
	1 社 会 福 祉 費	3,121,994	△ 18,544	3,103,450	
	2 児 童 福 祉 費	2,310,012	△ 41,303	2,268,709	
	3 生 活 保 護 費	647,704	△ 7,520	640,184	
4 衛 生 費		1,005,224	△ 39,551	965,673	
	1 保 健 衛 生 費	1,005,224	△ 39,551	965,673	
6 農 林 水 産 業 費		696,575	△ 49,540	647,035	
	1 農 業 費	678,207	△ 47,587	630,620	
	2 林 業 費	14,606	△ 1,715	12,891	
	3 水 産 業 費	3,762	△ 238	3,524	
7 商 工 費		258,667	△ 5,582	253,085	
	1 商 工 費	258,667	△ 5,582	253,085	
8 土 木 費		2,281,486	△ 188,195	2,093,291	
	1 土 木 管 理 費	93,999	△ 4,300	89,699	
	2 道 路 橋 梁 費	537,265	△ 118,522	418,743	
	4 都 市 計 画 費	1,647,383	△ 65,373	1,582,010	

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		851,496	△ 10,382	841,114
	1 消 防 費	851,496	△ 10,382	841,114
10 教 育 費		2,175,996	△ 111,031	2,064,965
	1 教 育 総 務 費	246,548	△ 7,633	238,915
	2 小 学 校 費	1,058,736	△ 99,918	958,818
	3 中 学 校 費	445,258	△ 3,080	442,178
	4 社 会 教 育 費	305,134	△ 400	304,734
歳 出 合 計		17,479,082	△ 172,466	17,306,616

第 2 表 継 続 費 補 正

(単位 千円)

款	項	事 業 名	修 正 前			修 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 0 教育費	2 小学校費	下稲吉小学校施設整備事業（政策）	7 1 9, 4 8 8	平成 2 7 年度	2 8 7, 7 9 5	6 2 9, 3 2 8	平成 2 7 年度	2 8 7, 7 9 5
				平成 2 8 年度	4 3 1, 6 9 3		平成 2 8 年度	3 4 1, 5 3 3

第 3 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事業	3, 3 2 5
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設整備事業（政策）	2 2, 5 0 0
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理事業（政策）	2 4, 5 1 6
		市道整備事業（政策）	2 0, 7 4 8
		道整備交付金事業（政策）	1 9, 6 7 6
	4 都市計画費	街路整備事業（政策）	2 3 0, 6 4 3
1 0 教育費	2 小学校費	美並小学校施設統合環境整備事業（政策）	2 0 2, 1 8 2
	3 中学校費	霞ヶ浦中学校施設統合環境整備事業（政策）	2 1 3, 9 6 5
合 計			7 3 7, 5 5 5

第 4 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道整備事業	31,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	17,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
道整備交付金事業	83,800				50,300			
神立停車場線整備事業	262,300				243,000			
消防自動車整備事業	14,800				19,700			
霞ヶ浦地区防災無線整備事業	2,500				1,500			
小学校屋内運動場耐震補強促進事業	17,900				0			
下稲吉小学校施設整備事業	392,300				362,600			
霞ヶ浦南小学校給食室整備事業	164,000				162,300			
霞ヶ浦中学校給食室整備事業	170,100				179,700			
霞ヶ浦中学校太陽光発電整備事業	22,800				11,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,376,240	0	5,376,240
2 地 方 譲 与 税	236,000	0	236,000
3 利 子 割 交 付 金	6,857	0	6,857
4 配 当 割 交 付 金	38,861	0	38,861
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	27,984	0	27,984
6 地 方 消 費 税 交 付 金	688,258	0	688,258
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	110,000	0	110,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	30,000	0	30,000
9 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
10 地 方 交 付 税	3,600,000	0	3,600,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,000	0	8,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	271,695	△47,093	224,602
13 使 用 料 及 び 手 数 料	52,292	0	52,292
14 国 庫 支 出 金	2,460,821	△52,080	2,408,741
15 県 支 出 金	1,146,772	△10,625	1,136,147
16 財 産 収 入	12,941	5,091	18,032
17 寄 附 金	1	0	1
18 繰 入 金	671,722	△13,219	658,503
19 繰 越 金	394,023	60,868	454,891
20 諸 収 入	181,215	△1,208	180,007
21 市 債	2,150,400	△114,200	2,036,200
歳 入 合 計	17,479,082	△172,466	17,306,616

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	143,076	△149	142,927				△149		
2 総 務 費	1,888,071	299,331	2,187,402			5,091	294,240		
3 民 生 費	6,079,710	△67,367	6,012,343	6,351		△47,093	△26,625		
4 衛 生 費	1,005,224	△39,551	965,673	△382		△3,445	△35,724		
5 労 働 費	23,599	0	23,599						
6 農 林 水 産 業 費	696,575	△49,540	647,035	△5,089		△1,208	△43,243		
7 商 工 費	258,667	△5,582	253,085				△5,582		
8 土 木 費	2,281,486	△188,195	2,093,291	△88,689	△67,100		△32,406		
9 消 防 費	851,496	△10,382	841,114	△3,240	3,900		△11,042		
10 教 育 費	2,175,996	△111,031	2,064,965	28,344	△51,000	△9,774	△78,601		
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,045,180	0	2,045,180						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	17,479,082	△172,466	17,306,616	△62,705	△114,200	△56,429	60,868		

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民 生 費 負 担 金	271,695	△47,093	224,602	2 児童福祉費負担金	△47,093	市立保育所保育料 △26,007 私立保育園保育料 △19,111 管外保育所保育料 △880 保育所運営費負担金 △1,095
計	271,695	△47,093	224,602			

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	1,559,833	7,301	1,567,134	2 児童福祉費負担金	8,269	保育所運営費負担金 26,861 児童手当交付金 △30,342 施設型給付費負担金 16,585 地域型保育給付費負担金 △4,835
				3 児 童 扶 養 手 当 給 付 費 負 担 金	△1,413	児童扶養手当給付費負担金
				4 生活保護費負担金	△675	生活困窮者自立支援負担金
				5 国 民 健 康 保 険 事 業 費 負 担 金	1,120	保険基盤安定負担金
				計	1,559,833	7,301

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	32,666	△3,240	29,426	1 総 務 費 補 助 金	△3,240	防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金
2 民生費国庫補助金	266,136	△1,250	264,886	2 児童福祉費補助金	750	保育対策総合支援事業費補助金
				3 生活保護費補助金	△2,000	生活保護適正化推進事業補助金
3 衛生費国庫補助金	9,704	4,787	14,491	1 保健衛生費補助金	4,787	循環型社会形成推進交付金
4 農林水産費国庫補助金	3,336	△216	3,120	1 農 業 費 補 助 金	△216	機構集積支援事業補助金
6 教育費国庫補助金	121,324	28,344	149,668	1 小学校費補助金	14,869	学校施設環境改善交付金 10,795 へき地児童生徒援助費等補助金 4,074
				2 中学校費補助金	13,558	学校施設環境改善交付金 7,627 へき地児童生徒援助費等補助金 5,931
				3 幼稚園費補助金	△83	幼稚園就園奨励費補助金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
7 社会資本整備総合交付金	349,519	△50,534	298,985	1 社会資本整備総合交付金	△50,534	社会資本整備総合交付金 防災安全社会資本整備交付金	△26,957 △23,577
8 地域再生基盤強化交付金	93,178	△37,272	55,906	1 地域再生基盤強化交付金	△37,272	道整備交付金	
計	890,670	△59,381	831,289				

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費 県 負担金	577,912	15,724	593,636	2 児童福祉費負担金	13,286	保育所運営費負担金 13,431 児童手当交付金 △6,020 施設型給付費負担金 8,293 地域型保育給付費負担金 △2,418
				4 国民健康保険事業費負担金	2,438	保険基盤安定負担金
計	577,912	15,724	593,636			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	209,493	△15,424	194,069	3 医療福祉費補助金	△6,096	医療費補助金	
				4 児童福祉費補助金	△9,328	すこやか保育応援事業補助金 施設型給付費補助金	2,490 △11,818
3 衛生費県補助金	28,786	△5,169	23,617	1 保健衛生費補助金	△5,169	浄化槽設置整備事業費補助金	
4 農林水産業費 県補助金	43,393	5,419	48,812	1 農業費補助金	7,134	機構集積協力金交付事業費補助金 農業経営基盤強化資金利子助成補助金	7,300 △166
				2 林業費補助金	△1,715	身近なみどり整備推進事業費補助金	
6 土木費県補助金	33,151	△883	32,268	1 土木費補助金	△883	都市計画基礎調査交付金 茨城県宅地耐震化推進事業補助金	△815 △68
計	356,363	△16,057	340,306				

(款) 15 県支出金

(項) 4 県交付金

3 農 林 水 産 業 費 県 交 付 金	107,644	△10,292	97,352	1 農 業 費 交 付 金	△10,292	多面的機能支払事業費 多面的事業推進事業費 環境保全型農業直接支払交付金	△9,086 △1,059 △147
--------------------------	---------	---------	--------	---------------	---------	--	--------------------------

(款) 15 県支出金

(項) 4 県交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
計	113,513	△10,292	103,221			

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1 財 産 貸 付 収 入	7,550	1,560	9,110	1 土地建物貸付収入	1,560	土地・建物貸付収入
2 利 子 及 び 配 当 金	5,389	1,924	7,313	1 基 金 利 子	1,924	財政調整基金利子 848 減債基金利子 610 地域振興基金利子 466
計	12,939	3,484	16,423			

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

1 財 産 売 払 収 入	1	1,607	1,608	1 不動産売払収入	1,607	不動産売払収入
計	2	1,607	1,609			

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

2 霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金	7,488	△3,445	4,043	1 霞ヶ浦水質浄化対策基金繰入金	△3,445	浄化槽設置整備事業
5 地域振興基金繰入金	140,041	△8,049	131,992	1 地域振興基金繰入金	△8,049	中学校管理運営事業 △3,974 小学校管理運営事業 △4,075
6 公共施設等整備基金繰入金	37,684	△1,725	35,959	1 公共施設等整備基金繰入金	△1,725	下稻吉小学校施設整備事業
計	513,559	△13,219	500,340			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	394,023	60,868	454,891	1 繰 越 金	60,868	前年度繰越金
計	394,023	60,868	454,891			

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

7 雑 入	101,812	△1,208	100,604	1 雑 入	△1,208	茨城県農林振興公社委託金
計	142,514	△1,208	141,306			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 土 木 債	668,500	△67,100	601,400	1 道路整備事業債	△47,800	地方道路等整備事業債
				2 都市計画事業債	△19,300	神立停車場線整備事業
2 消 防 債	17,300	3,900	21,200	1 防災無線整備事業債	△1,000	防災無線整備事業債
				2 消防自動車整備事業債	4,900	消防自動車整備事業債
3 教 育 債	767,100	△51,000	716,100	1 下稲吉小学校施設整備事業債	△29,700	下稲吉小学校施設整備事業債
				2 小学校施設統合環境整備事業債	△1,700	美並小学校施設統合環境整備事業債
				3 小学校施設耐震促進事業債	△17,900	小学校屋内運動場耐震補強促進事業債
				4 中学校施設統合環境整備事業債	△1,700	霞ヶ浦中学校施設統合環境整備事業債
計	2,150,400	△114,200	2,036,200			

3 歳 出
(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 議 会 費	143,076	△149	142,927				△149	12 役務費	△5	06 市議会研修活動事業（政策）	△149
								14 使用料 及 び 賃借料	△144	12 保険料 14 車借上料	△5 △144
計	143,076	△149	142,927				△149				

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	1, 024, 808	2, 582	1, 027, 390				2, 582	2 給 料	△1, 880	01 職員等人件費6, 102
								3 職 員 手当等	8, 182	2 一般職給料△1, 880 3 扶養手当△700 3 勤勉手当△280 3 退職手当特別負担金9, 162 4 特別職共済組合追加費用等△200
								4 共済費	△400	13 人事管理事業△650
								7 賃 金	△2, 670	19 茨城県職員派遣負担金△650
								19 負担金 、補助 及 び 交付金	△650	14 人事管理事業（政策）△2, 870 4 雇用保険料△200 7 臨時職員賃金△2, 670
6 財産管理費	161, 508	303, 278	464, 786			5, 091	298, 187	12 役務費	△1, 100	03 千代田庁舎等財産管理事業△2, 092
								13 委託料	△992	12 電話料△600 12 保険料△500 13 電話交換業務委託△452 13 未利用財産測量業務委託△540
								25 積立金	305, 370	07 基金運用事業305, 370 25 財政調整基金積立金849 25 減債基金積立金100, 611 25 地域づくり基金積立金7, 180 25 地域振興基金積立金467 25 公共施設等整備基金積立金196, 263
8 交通安全 対 策 費	47, 630	△961	46, 669				△961	15 工 事 請負費	△961	03 交通安全対策事業（政策）△961 15 交通安全施設工事△961
11 情報管理 費	146, 381	△1, 298	145, 083				△1, 298	13 委託料	△1, 298	04 基幹系電算システム管理事業△1, 298 13 システム改修業務委託△1, 298
計	1, 523, 804	303, 601	1, 827, 405			5, 091	298, 510			

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

3 徴 収 費	22, 794	△500	22, 294				△500	7 賃 金	△500	03 収入未済額縮減対策事業（政策）△500 7 臨時職員賃金△500
計	230, 171	△500	229, 671				△500			

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 戸籍住民 基本台帳 費	97,899	△3,770	94,129				△3,770	2 給 料	△2,300	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合負担金 4 共済組合追加費用等	△3,770 △2,300 △670 △500 △300
								3 職 員 手当等	△670		
								4 共済費	△800		
計	98,410	△3,770	94,640				△3,770				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	897,479	3,877	901,356	3,558			319	28 繰出金	3,877	13 国民健康保険特別会計繰出事業 28 国民健康保険特別会計繰出金 3,877
2 老人福祉費	110,230	△6,109	104,121				△6,109	13 委託料 20 扶助費	△1,000 △5,109	02 老人ホーム入所措置事務事業 △4,320 20 老人保護措置費 △4,320
										06 ひとり暮らし高齢者対策事業 (政策) △1,000 13 緊急通報業務委託 △1,000
										09 長寿をたたえる事業 △789 20 敬老祝金支給費 △789
5 医療福祉費	324,181	△15,000	309,181	△6,096			△8,904	20 扶助費	△15,000	02 医療福祉事業 △15,000 20 医療費 (県補助) △15,000
7 介護保険費	515,601	△1,312	514,289				△1,312	28 繰出金	△1,312	04 介護保険特別会計繰出事業 △1,312 28 介護保険特別会計繰出金 △1,312
計	3,121,994	△18,544	3,103,450	△2,538			△16,006			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	865,531	△45,232	820,299	△37,775			△7,457	12 役務費 20 扶助費	△279 △44,953	02 児童扶養手当事業 △2,573 20 児童扶養手当 △2,573
										05 児童手当事業 △42,659 12 通信運搬費 △279 20 児童手当 △42,380
3 保育所費	511,860	△37,741	474,119			△27,102	△10,639	2 給 料 3 職 員 手当等 4 共済費 7 賃 金	△14,200 △4,000 △10,578 △8,963	01 職員等人件費 △25,400 2 一般職給料 △14,200 3 期末手当 △3,000 3 勤勉手当 △1,000 4 共済組合負担金 △5,000 4 共済組合追加費用等 △2,200 03 第一保育所管理運営事業 △1,144 4 社会保険料 △617 7 臨時職員賃金 △527 05 やまゆり保育所管理運営事業 △4,432

(款) 3 民生費				(項) 2 児童福祉費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										4 社会保険料 △809 7 臨時職員賃金 △3,623 07 さくら保育所管理運営事業 △4,789 4 社会保険料 △1,289 7 臨時職員賃金 △3,500 09 わかぐり保育所管理運営事業 △1,976 4 社会保険料 △663 7 臨時職員賃金 △1,313
4 児童福祉施設費	760,039	36,989	797,028	46,849		△19,991	10,131	13 委託料	27,860	02 広域委託事業 △7,680
								19 負担金、補助及び交付金	1,000	13 広域入所委託 △7,680
										03 私立保育所事業 35,540
										13 私立保育園入所委託 35,540
								20 扶助費	8,129	04 私立保育所事業（政策） 1,000 19 保育対策総合支援事業費補助金 1,000
										05 認定こども園事業 15,491 20 市内私立認定こども園給付費 33,371 20 市外私立認定こども園給付費 △17,880
										06 家庭的保育等事業 △7,362 20 市内地域型保育給付費 △6,374 20 市外地域型保育給付費 △988
5 児童館費	67,388	△300	67,088				△300	4 共済費	△300	01 職員等人件費 △300 4 共済組合追加費用等 △300
7 少子化対策事業費	2,238	4,981	7,219	2,490			2,491	19 負担金、補助及び交付金	4,981	02 子育て支援事業（政策） 4,981 19 すこやか保育応援事業補助金 4,981
計	2,310,012	△41,303	2,268,709	11,564		△47,093	△5,774			

(款) 3 民生費				(項) 3 生活保護費						
1 生活保護総務費	113,085	△7,520	105,565	△2,675			△4,845	2 給料	△1,600	01 職員等人件費 △2,620
								3 職員手当等	△540	2 一般職給料 △1,600
								4 共済費	△480	3 期末手当 △400
								13 委託料	△4,000	3 勤勉手当 △140
										4 共済組合負担金 △300
										4 共済組合追加費用等 △180
										02 生活保護総務事業 △4,900

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								19 負担金、補助及び交付金	△900	13 生活困窮者学習相談支援業務委託 19 住宅支援給付事業給付金
計	647,704	△7,520	640,184	△2,675			△4,845			△4,000 △900

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	361,968	△6,839	355,129	△382		△3,445	△3,012	3 職員手当等	△300	01 職員等人件費 3 勤勉手当	△300
								19 負担金、補助及び交付金	△6,539	11 浄化槽設置整備事業（政策） 19 浄化槽等設置事業費補助金	△6,539
4 予防費	129,312	△19,490	109,822				△19,490	13 委託料	△19,490	02 法定予防接種事業 13 予防接種委託 04 任意予防接種事業（政策） 13 予防接種委託	△10,224 △10,224 △9,266 △9,266
6 環境保全対策費	420,885	△13,222	407,663				△13,222	1 報酬	△150	05 公害防止対策事業（政策） 13 河川水質等調査業務委託 13 臭気測定調査委託	△996 △551 △445
								13 委託料	△13,072	09 一般廃棄物処理事業（政策） 13 家庭系一般廃棄物収集業務委託 12 環境保全推進事業 1 環境審議会委員報酬	△12,076 △12,076 △150 △150
計	1,005,224	△39,551	965,673	△382		△3,445	△35,724				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	382,158	△39,236	342,922				△39,236	2 給料	△1,900	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 期末手当 4 共済組合追加費用等	△2,490 △1,900 △200 △390
								3 職員手当等	△200	04 農業集落排水事業特別会計繰出事業 28 農業集落排水事業特別会計繰出金	△36,746 △36,746
								4 共済費	△390		
								28 繰出金	△36,746		
3 農業振興費	32,865	5,038	37,903	6,987		△1,208	△741	4 共済費	△260	06 園芸振興事業（政策） 19 食の安全・安心対策事業補助金	△529 △245
								7 賃金	△947		

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								19 負担金、補助及び交付金	6,245	19 園芸産地総合整備事業補助金 △284 10 農業振興事業（政策） △527 19 農業経営基盤強化資金利子助成補助金 △331 19 環境保全型農業直接支援対策事業交付金 △196 13 農地中間管理事業（政策） 6,094 4 社会保険料 △256 4 雇用保険料 △4 7 臨時職員賃金 △947 19 機構集積協力金 7,301
7 農地利用 対 策 費	4,751	△216	4,535	△216				13 委託料	△216	02 農用地利用集積特別対策事業 13 農地台帳システム整備事業 委託 △216
8 農 地 費	169,069	△13,173	155,896	△10,145			△3,028	13 委託料 19 負担金、補助及び交付金	△1,059 △12,114	08 農地維持・資源向上対策事業 △13,173 13 現地確認業務委託 △1,059 19 農地維持・資源向上対策交付金 △12,114
計	678,207	△47,587	630,620	△3,374		△1,208	△43,005			

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

1 林業振興費	14,606	△1,715	12,891	△1,715				13 委託料	△1,715	02 林業振興事業 △1,715 13 身近なみどり整備推進事業委託 △1,715
計	14,606	△1,715	12,891	△1,715						

(款) 6 農林水産業費

(項) 3 水産業費

1 水産業振興費	3,762	△238	3,524				△238	19 負担金、補助及び交付金	△238	03 水産振興事業（政策） △238 19 わかさぎ孵化放流事業補助金 △238
計	3,762	△238	3,524				△238			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

3 観光費	70,592	△300	70,292				△300	18 備品購入費	△300	13 観光サイクリング事業（政策） △300 18 観光サイクリング用備品 △300
4 歩崎公園管理費	62,979	△5,282	57,697				△5,282	7 賃金 13 委託料	△329 △1,000	04 歩崎公園管理運営事業（政策） △3,953 15 歩崎公園駐車場舗装工事 △3,953

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
								15 工 事 請負費	△3,953	10 富士見塚古墳公園管理運営事業 13 公園管理委託 11 歩崎公園ビクターセンター管理 運営事業 7 臨時職員賃金	△1,000 △1,000 △329 △329
計	258,667	△5,582	253,085				△5,582				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

1 土木総務 費	93,999	△4,300	89,699				△4,300	2 給 料	△2,100	01 職員等人件費 △4,300 2 一般職給料 △2,100 3 扶養手当 △200 3 期末手当 △900 3 勤勉手当 △500 4 共済組合負担金 △200 4 共済組合追加費用等 △400
								3 職 員 手当等	△1,600	
								4 共済費	△600	
計	93,999	△4,300	89,699				△4,300			

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁 維 持 費	152,838	△9,890	142,948	△3,905			△5,985	13 委託料	△9,890	02 道路維持管理事業 △2,510 13 道路台帳補正委託 △2,510 03 道路維持管理事業（政策） △7,380 13 橋梁長寿命化補修設計委託 △6,600 13 橋梁法令定期点検委託 △780
2 道路橋梁 新設改良 費	196,764	△46,632	150,132	△19,536	△14,300		△12,796	13 委託料 △9,678 15 工 事 請負費 △36,154 22 補償、 補 填 及 び 賠償金 △800		05 市道整備事業（政策） △46,632 13 道路改良等設計委託 △900 13 測量基準点復元委託 △1,200 13 補償料調査業務委託 △2,078 13 路線及び用地測量業務委託 △5,500 15 道路改良工事 △20,000 15 道路舗装新設工事 △1,454 15 道路舗装補修工事 △9,300 15 道路排水整備工事 △5,400 22 電柱等移設補償 △800
3 地域再生 基盤整備 事 業 費	187,663	△62,000	125,663	△37,272	△33,500		8,772	15 工 事 請負費	△62,000	02 道整備交付金事業（政策） △62,000 15 道路改良工事 △62,000
計	537,265	△118,522	418,743	△60,713	△47,800		△10,009			

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 都市計画 総 務 費	1,073,157	△65,073	1,008,084	△1,019			△64,054	13 委託料 28 繰出金	△2,158 △62,915	03 都市計画調整事業 13 都市計画基礎調査業務委託 04 都市計画調整事業（政策） 13 大規模盛土造成地の変動予 測調査業務委託 07 下水道事業特別会計繰出事業 28 下水道事業特別会計繰出金	△1,750 △1,750 △408 △408 △62,915 △62,915
2 公 園 費	15,484	△300	15,184				△300	13 委託料	△300	02 都市公園維持管理事業 13 公園等管理委託	△300 △300
3 街路事業 費	558,742	0	558,742	△26,957	△19,300		46,257			03 街路整備事業（政策） （財源振替）	
計	1,647,383	△65,373	1,582,010	△27,976	△19,300		△18,097				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防 費	694,833	△2,100	692,733				△2,100	4 共済費 11 需用費	△100 △2,000	01 職員等人件費 △100 4 共済組合追加費用等 △100 03 常備消防事業 △2,000 11 光熱水費 △2,000
2 非 常 備 消 防 費	67,151	△1,353	65,798				△1,353	1 報 酬	△1,353	02 消防団運営事業 △1,353 1 団員報酬 △1,353
3 消防施設 整 備 費	53,696	△1,641	52,055		4,900		△6,541	18 備 品 購入費	△1,641	02 消防車両整備事業（政策） △1,641 18 高規格救急自動車 △887 18 消防署指令車 △754
4 災害対策 費	35,816	△5,288	30,528	△3,240	△1,000		△1,048	13 委託料	△5,288	06 災害対策事業（政策） △968 13 土砂災害ハザードマップ作 成業務委託 △968 08 防災無線整備事業（政策） △4,320 13 防災行政無線霞ヶ浦地区実 施設計委託 △4,320
計	851,496	△10,382	841,114	△3,240	3,900		△11,042			

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	108,536	△3,670	104,866				△3,670	2 給 料 3 職 員 手当等 4 共済費	△2,000 △700 △970	01 職員等人件費 △3,670 2 一般職給料 △2,000 3 期末手当 △700 4 共済組合追加費用等 △300 4 特別職共済組合負担金 △500 4 特別職共済組合追加費用等 △170
--------	---------	--------	---------	--	--	--	--------	--------------------------------	------------------------	---

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 教育振興 対 策 費	118,465	△3,293	115,172	△83			△3,210	19 負担金、補助 及 び 交付金	△2,429	25 幼稚園教育振興事業 △864 20 市外私立幼稚園給付費 △864 26 幼稚園教育振興事業（政策） △2,429 19 私立幼稚園就園奨励費補助 金 △1,889 19 私立幼稚園保護者助成金 △540
								20 扶助費	△864	
4 教 職 員 住 宅 費	16,900	△670	16,230				△670	13 委託料	△670	02 教職員住宅維持管理事業 △670 13 施設解体工事設計業務委託 △670
計	246,548	△7,633	238,915	△83			△7,550			

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 小学校管 理 費	355,318	0	355,318	4,074		△4,075	1			05 小学校管理運営事業（政策） （財源振替）
2 小学校教 育振興費	49,258	△2,400	46,858				△2,400	20 扶助費	△2,400	08 小学校就学支援事業 △2,400 20 就学援助費 △2,000 20 特別支援教育就学奨励費 △400
3 小学校整 備 費	654,160	△97,518	556,642	10,795	△49,300	△1,725	△57,288	13 委託料 15 工 事 請負費	△11,279 △85,570	05 小学校施設耐震促進事業（政策） ） △6,690 13 小学校施設耐震補強及び耐 震対策設計業務委託 △6,690
								18 備 品 購入費	△669	07 下稲吉小学校施設整備事業（政 策） △90,828 13 下稲吉小学校施設整備工事 監理業務委託 △4,589 15 下稲吉小学校施設整備工事 △85,570 18 下稲吉小学校備品 △669
計	1,058,736	△99,918	958,818	14,869	△49,300	△5,800	△59,687			09 美並小学校施設統合環境整備事 業（政策） （財源振替）

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校管 理 費	178,285	0	178,285	5,931		△3,974	△1,957			03 中学校管理運営事業（政策） （財源振替）
2 中学校教 育振興費	29,757	△3,080	26,677				△3,080	20 扶助費	△3,080	09 中学校就学支援事業 △3,080 20 就学援助費 △2,600 20 特別支援教育就学奨励費 △480
3 中学校整 備 費	237,216	0	237,216	7,627	△1,700		△5,927			07 霞ヶ浦中学校施設統合環境整備 事業（政策） （財源振替）

(款) 10 教育費				(項) 3 中学校費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
計	445,258	△3,080	442,178	13,558	△1,700	△3,974	△10,964			

(款) 10 教育費				(項) 4 社会教育費						
2 公民館費	74,233	△400	73,833				△400	4 共済費	△400	01 職員等 person 費 △400
										4 共済組合負担金 △400
計	305,134	△400	304,734				△400			

給 与 費 明 細 表

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月 分)	その他の 手当	計		
補 正 後	長 等	3		23,004	7,056 (3.15)	4,342	34,402	5,457	39,859
	議 員	16	52,620		16,390 (3.15)		69,010	21,463	90,473
	その他の特別職	1,568	96,990				96,990	635	97,625
	計	1,587	149,610	23,004	23,446	4,342	200,402	27,555	227,957
補 正 前	長 等	3		23,004	7,056 (3.15)	4,342	34,402	6,327	40,729
	議 員	16	52,620		16,390 (3.15)		69,010	21,463	90,473
	その他の特別職	1,568	98,493				98,493	635	99,128
	計	1,587	151,113	23,004	23,446	4,342	201,905	28,425	230,330
比 較	長 等							△ 870	△ 870
	議 員								
	その他の特別職		△ 1,503				△ 1,503		△ 1,503
	計		△ 1,503				△ 1,503	△ 870	△ 2,373

2 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	386		1,494,747	1,098,691	2,593,438	462,304	3,055,742
補正前	371		1,520,727	1,107,681	2,628,408	472,874	3,101,282
比 較	15		△ 25,980	△ 8,990	△ 34,970	△ 10,570	△ 45,540

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当
	補正後	47,958	351,523	226,498	12,894	23,227	65,993	3,050	51,269	2,050	30,357	7,404	274,587	1,881
	補正前	48,858	357,393	228,718	12,894	23,227	65,993	3,050	51,269	2,050	30,357	7,404	274,587	1,881
	比 較	△ 900	△ 5,870	△ 2,220										

議案第 12 号

平成 28 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

平成 28 年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57,735 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,900,821 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国 民 健 康 保 険 税		1, 126, 000	△ 13, 000	1, 113, 000
	1 国 民 健 康 保 険 税	1, 126, 000	△ 13, 000	1, 113, 000
7 共 同 事 業 交 付 金		1, 228, 086	66, 858	1, 294, 944
	1 共 同 事 業 交 付 金	1, 228, 086	66, 858	1, 294, 944
9 繰 入 金		542, 339	3, 877	546, 216
	1 一 般 会 計 繰 入 金	392, 339	3, 877	396, 216
歳 入 合 計		5, 843, 086	57, 735	5, 900, 821

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		40,732	△ 870	39,862
	1 総務管理費	39,205	△ 870	38,335
2 保険給付費		3,360,698	141,605	3,502,303
	1 療養諸費	2,928,264	141,605	3,069,869
7 共同事業拠出金		1,335,332	△ 83,000	1,252,332
	1 共同事業拠出金	1,335,332	△ 83,000	1,252,332
歳出合計		5,843,086	57,735	5,900,821

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	1,126,000	△13,000	1,113,000
2 使用料及び手数料	1,001	0	1,001
3 国庫支出金	1,118,755	0	1,118,755
4 療養給付費交付金	144,925	0	144,925
5 前期高齢者交付金	1,263,146	0	1,263,146
6 県支出金	248,005	0	248,005
7 共同事業交付金	1,228,086	66,858	1,294,944
8 財産収入	61	0	61
9 繰入金	542,339	3,877	546,216
10 繰越金	155,718	0	155,718
11 諸収入	15,050	0	15,050
歳入合計	5,843,086	57,735	5,900,821

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	40,732	△870	39,862				△870
2 保 険 給 付 費	3,360,698	141,605	3,502,303				141,605
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	640,681	0	640,681				
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	454	0	454				
5 老 人 保 健 拠 出 金	27	0	27				
6 介 護 納 付 金	242,261	0	242,261				
7 共 同 事 業 拠 出 金	1,335,332	△83,000	1,252,332				△83,000
8 保 健 事 業 費	47,058	0	47,058				
9 基 金 積 立 金	61	0	61				
10 公 債 費	1	0	1				
11 諸 支 出 金	160,781	0	160,781				
12 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	5,843,086	57,735	5,900,821				57,735

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税 (項) 1 国民健康保険税 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 被 保 険 者 国 民 健 康 保 険 税	1,088,000	△7,000	1,081,000	4 医 療 給 付 費 分 滞 納 繰 越 分	△6,000	滞納繰越分
				5 後期高齢者支援金 分 滞 納 繰 越 分	△1,000	滞納繰越分
2 退 職 被 保 険 者 等 国 民 健 康 保 険 税	38,000	△6,000	32,000	1 医 療 給 付 費 分 現 年 課 税 分	△4,000	現年課税分
				2 後期高齢者支援金 分 現 年 課 税 分	△1,000	現年課税分
				3 介 護 納 付 金 分 現 年 課 税 分	△1,000	現年課税分
計	1,126,000	△13,000	1,113,000			

(款) 7 共同事業交付金 (項) 1 共同事業交付金

1 高額医療費共同事業 交 付 金	89,904	45,944	135,848	1 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	45,944	高額医療費共同事業交付金
2 保険財政共同安定化 事 業 交 付 金	1,138,182	20,914	1,159,096	1 保険財政共同安定 化 事 業 交 付 金	20,914	保険財政共同安定化事業交付金
計	1,228,086	66,858	1,294,944			

(款) 9 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

1 一 般 会 計 繰 入 金	392,339	3,877	396,216	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,877	職員給与費等	△870
						保険基盤安定繰入金（支援分）	2,241
						保険基盤安定繰入金（軽減分）	2,506
計	392,339	3,877	396,216				

3歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	37,505	△870	36,635				△870	2 給 料	△500	01 職員等人件費	△870
								3 職 員 手当等	△370	2 一般職員給料	△500
										3 期末手当	△370
計	39,205	△870	38,335				△870				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	2,740,000	141,605	2,881,605				141,605	19 負担金、補助及び交付金	141,605	01 一般被保険者療養給付事業141,605 19 一般被保険者療養給付費141,605
計	2,928,264	141,605	3,069,869				141,605			

(款) 7 共同事業拠出金

(項) 1 共同事業拠出金

2 保険財政共同安定化事業拠出金	1,178,318	△83,000	1,095,318				△83,000	19 負担金、補助及び交付金	△83,000	01 保険財政共同安定化事業拠出金△83,000 19 保険財政共同安定化事業拠出金△83,000
計	1,335,332	△83,000	1,252,332				△83,000			

給 与 費 明 細 表

1 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	4		12,902	9,042	21,944	4,154	26,098
補正前	4		13,402	9,412	22,814	4,154	26,968
比 較			△ 500	△ 370	△ 870		△ 870

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当
	補正後	156	2,652	1,860		280	1,614						2,480	
	補正前	156	3,022	1,860		280	1,614						2,480	
	比 較		△ 370											

議案第 13 号

平成 28 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 28 年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,824 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 699,082 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		242,641	12,824	255,465
	1 後期高齢者医療保険料	242,641	12,824	255,465
歳 入 合 計		686,258	12,824	699,082

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		680,889	12,824	693,713
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	680,889	12,824	693,713
歳出合 計		686,258	12,824	699,082

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	242,641	12,824	255,465
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	440,319	0	440,319
4 繰越金	2,296	0	2,296
5 諸収入	1,001	0	1,001
歳入合計	686,258	12,824	699,082

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	2,946	0	2,946				
2 後期高齢者医療広域連合納付金	680,889	12,824	693,713				12,824
3 諸 支 出 金	1,423	0	1,423				
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	686,258	12,824	699,082				12,824

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 特別徴収保険料	160,167	7,329	167,496	1 現年度分特別徴収保険料	7,329	現年度分
2 普通徴収保険料	82,474	5,495	87,969	1 現年度分普通徴収保険料	4,972	現年度分
				2 滞納繰越分普通徴収保険料	523	滞納繰越分
計	242,641	12,824	255,465			

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 後期高齢者医療広域連合納付金	680,889	12,824	693,713				12,824	19 負担金、補助及び交付金	12,824	01 後期高齢者医療広域連合納付事業 19 被保険者保険料等	12,824 12,824
計	680,889	12,824	693,713				12,824				

議案第 14 号

平成 28 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度かすみがうら市の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 89, 198 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 117, 602 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		5,000	△ 2,732	2,268
	1 国 庫 補 助 金	5,000	△ 2,732	2,268
4 県 支 出 金		2,000	△ 1,500	500
	1 県 補 助 金	2,000	△ 1,500	500
5 繰 入 金		639,947	△ 62,915	577,032
	1 一 般 会 計 繰 入 金	639,947	△ 62,915	577,032
6 繰 越 金		5,000	8,820	13,820
	1 繰 越 金	5,000	8,820	13,820
7 諸 収 入		6,002	11,229	17,231
	2 雑 入	6,001	11,229	17,230
8 市 債		208,400	△ 42,100	166,300
	1 市 債	208,400	△ 42,100	166,300
歳 入 合 計		1,206,800	△ 89,198	1,117,602

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		587,278	△ 89,685	497,593
	1 下水道管理費	466,657	△ 69,006	397,651
	2 下水道建設費	120,621	△ 20,679	99,942
2 公債費		614,522	487	615,009
	1 公債費	614,522	487	615,009
歳出合計		1,206,800	△ 89,198	1,117,602

第 2 表 繰越明許費

(単位 千円)			
款	項	事業名	金額
1 下水道費	2 下水道建設費	公共下水道整備事業（政策）	23,303
		流域下水道事業	8,679

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	57,800	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	37,300	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。
公営企業法適用推進事業債	18,100				9,900			
公共下水道資本費平準化債	26,000				21,800			
公共下水道事業債（特別措置分）	26,200				27,400			
特定環境保全公共下水道事業債	3,500				0			
特定環境保全公共下水道資本費平準化債	59,400				55,000			
流域下水道事業債	17,400				14,900			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	8,210	0	8,210
2 使用料及び手数料	332,241	0	332,241
3 国庫支出金	5,000	△2,732	2,268
4 県支出金	2,000	△1,500	500
5 繰入金	639,947	△62,915	577,032
6 繰越金	5,000	8,820	13,820
7 諸収入	6,002	11,229	17,231
8 市債	208,400	△42,100	166,300
歳入合計	1,206,800	△89,198	1,117,602

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 下 水 道 費	587,278	△89,685	497,593	△4,232	△34,700	△6,000	△44,753
2 公 債 費	614,522	487	615,009		△7,400		7,887
3 予 備 費	5,000	0	5,000				
歳 出 合 計	1,206,800	△89,198	1,117,602	△4,232	△42,100	△6,000	△36,866

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 下水道費国庫補助金	5,000	△2,732	2,268	1 下水道費補助金	△2,732	社会資本総合整備交付金
計	5,000	△2,732	2,268			

(款) 4 県支出金 (項) 1 県補助金

1 下水道費県補助金	2,000	△1,500	500	1 下水道費県補助金	△1,500	市町村下水道整備支援事業費補助金
計	2,000	△1,500	500			

(款) 5 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	639,947	△62,915	577,032	1 一般会計繰入金	△62,915	一般会計繰入金
計	639,947	△62,915	577,032			

(款) 6 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰 越 金	5,000	8,820	13,820	1 繰 越 金	8,820	繰越金
計	5,000	8,820	13,820			

(款) 7 諸収入 (項) 2 雑入

1 雑 入	6,001	11,229	17,230	1 雑 入	11,229	雑入 34 消費税還付金 17,195 神立駅周辺整備事業下水道建設負担金 △6,000
計	6,001	11,229	17,230			

(款) 8 市債 (項) 1 市債

1 下 水 道 債	208,400	△42,100	166,300	1 公 共 下 水 道 債	△30,300	公共下水道事業債 △20,500 公共下水道資本費平準化債 △4,200 公共下水道事業債（特別措置分） 1,200 公営企業法適用推進事業債 △6,800
				2 特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 債	△9,300	特定環境保全公共下水道事業債 △3,500 特定環境保全公共下水道資本費平準化債 △4,400 公営企業法適用推進事業債 △1,400
				3 流 域 下 水 道 債	△2,500	流域下水道事業債
計	208,400	△42,100	166,300			

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 下 水 道 総 務 費	100,507	△33,393	67,114				△33,393	13 委託料	△10,859	02 下水道総務事業	△22,534
								27 公課費	△22,534	27 消費税納付金	△22,534
										03 下水道総務事業（政策）	△10,859
										13 下水道事業認可変更業務委託	△1,080
										13 下水道排水設備等管理業務委託	△503
								13 公共下水道雨水計画見直しのための調査	△9,276		
2 下 水 道 維 持 費	251,443	△24,832	226,611	△2,732	△6,800		△15,300	11 需用費	△816	02 下水道維持事業	△12,583
								13 委託料	△12,873	11 光熱水費	△816
								15 工 事 請負費	△1,008	13 マンホール改築設計業務委託	△432
								19 負担金 、補助 及 び 交付金	△10,135	13 使用料徴収業務委託	△192
										15 マンホール改築工事	△1,008
								19 霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金	△10,135	03 下水道維持事業（政策）	△12,249
										13 長寿命化計画策定に係る調査業務委託	△5,464
										13 下水道資産台帳作成業務委託	△6,785
3 特定環境 保全公共 下 水 道 維 持 費	112,718	△10,781	101,937		△1,400		△9,381	11 需用費	△760	02 特定環境保全公共下水道維持事業	△9,403
								12 役務費	△553	11 光熱水費	△760
								13 委託料	△2,381	12 手数料	△553
								15 工 事 請負費	△6,336	13 管渠布設替工事設計業務委託	△1,003
								19 負担金 、補助 及 び 交付金	△751	15 管渠布設替工事	△6,336
										19 霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金	△751
										03 特定環境保全公共下水道維持事業（政策）	△1,378
										13 下水道資産台帳作成業務委託	△1,378
計	466,657	△69,006	397,651	△2,732	△8,200		△58,074				

(款) 1 下水道費				(項) 2 下水道建設費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 公共下水道整備事業費	79,614	△16,629	62,985	△1,500	△20,500	△6,000	11,371	2 給 料	△500	01 職員等件費 △900
								3 職 員 手当等	△400	2 一般職給料 △500
								13 委託料	△4,869	3 退職手当 △100
								15 工 事 請負費	△10,860	3 児童手当 △300
										02 公共下水道整備事業 △10,063
										13 管渠布設工事設計委託 △3,840
										15 単独汚水管渠布設工事 △6,223
										03 公共下水道整備事業（政策） △5,666
										13 管渠布設工事設計委託 △1,029
										15 単独汚水管渠布設工事 △4,637
2 特定環境保全公共下水道整備事業費	20,357	0	20,357		△3,500		3,500			02 特定環境保全公共下水道整備事業 （財源振替）
3 流域下水道整備事業費	20,650	△4,050	16,600		△2,500		△1,550	19 負担金、補助及び交付金	△4,050	01 流域下水道整備事業 △4,050
										19 霞ヶ浦湖北流域下水道建設負担金 △4,050
計	120,621	△20,679	99,942	△1,500	△26,500	△6,000	13,321			

(款) 2 公債費				(項) 1 公債費						
1 元 金	474,685	1,940	476,625		△7,400		9,340	23 償還金、利子 及 び 割引料	1,940	01 下水道事業起債元金償還事業 1,940
										23 地方債元金 1,940
2 利 子	139,837	△1,453	138,384				△1,453	23 償還金、利子 及 び 割引料	△1,453	01 下水道事業起債利子償還事業 △1,453
										23 地方債利子 △1,453
計	614,522	487	615,009		△7,400		7,887			

給 与 費 明 細 表

1 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	7		28,456	21,596	50,052	9,209	59,261
補正前	7		28,956	21,696	50,652	9,209	59,861
比 較			△ 500	△ 100	△ 600		△ 600

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当
	補正後	1,428	7,058	4,344	648	502	1,447		962				5,207	
	補正前	1,428	7,058	4,344	648	502	1,447		962				5,307	
	比 較												△ 100	

議案第 15 号

平成 28 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 28 年度かすみがうら市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 25, 271 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 447, 729 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		303,959	△ 36,746	267,213
	1 一般会計繰入金	303,959	△ 36,746	267,213
6 繰越金		3,000	4,879	7,879
	1 繰越金	3,000	4,879	7,879
7 諸収入		2	6,796	6,798
	2 雑入	1	6,796	6,797
8 市債		84,300	△ 200	84,100
	1 市債	84,300	△ 200	84,100
歳入合計		473,000	△ 25,271	447,729

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		205,886	△ 24,585	181,301
	1 農業集落排水事業費	205,886	△ 24,585	181,301
2 公債費		264,114	△ 686	263,428
	1 公債費	264,114	△ 686	263,428
歳出合計		473,000	△ 25,271	447,729

第 2 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業法適用推進事業債	12,500	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	12,300	普通貸借又は証券発行	3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款					補正前の額	補正額	計				
1	分	担	金	及	び	負	担	金	2,900	0	2,900
2	使	用	料	及	び	手	数	料	77,858	0	77,858
3	県	費	支	出	金	980	0	980			
4	財	産	収	入	1	0	1				
5	繰	入	金	303,959	△36,746	267,213					
6	繰	越	金	3,000	4,879	7,879					
7	諸	収	入	2	6,796	6,798					
8	市	債	84,300	△200	84,100						
歳入合計					473,000	△25,271	447,729				

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 農 業 集 落 排 水 事 業 費	205,886	△24,585	181,301		△200		△24,385
2 公 債 費	264,114	△686	263,428				△686
3 予 備 費	3,000	0	3,000				
歳 出 合 計	473,000	△25,271	447,729		△200		△25,071

2歳入

(款) 5 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	303,959	△36,746	267,213	1 一般会計繰入金	△36,746	一般会計繰入金
計	303,959	△36,746	267,213			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	3,000	4,879	7,879	1 繰越金	4,879	繰越金
計	3,000	4,879	7,879			

(款) 7 諸収入

(項) 2 雑入

1 雑入	1	6,796	6,797	1 雑入	6,796	雑入 消費税還付金	276 6,520
計	1	6,796	6,797				

(款) 8 市債

(項) 1 市債

1 農業集落排水事業債	84,300	△200	84,100	1 農業集落排水事業債	△200	公営企業法適用推進事業債
計	84,300	△200	84,100			

3歳出

(款) 1 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	節		説 明		
				特 定 財 源				区 分	金 額			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他						
1 施設管理費	205, 886	△24, 585	181, 301		△200		△24, 385	2 給 料	△1, 200	01 職員等人件費	△2, 600	
								3 職 員 手当等	△1, 200		2 一般職給料	△1, 200
								4 共済費	△200		3 期末手当	△430
								11 需用費	△6, 524		3 勤勉手当	△260
								13 委託料	△4, 938		3 退職手当	△290
								27 公課費	△10, 523		3 児童手当	△220
											4 共済組合負担金	△200
											02 農業集落排水維持管理事業	△21, 797
										11 光熱水費	△6, 524	
										13 マンホールポンプ制御盤更 新設計委託	△1, 211	
										13 汚泥運搬業務委託	△300	
										13 汚泥処理業務委託	△1, 642	
										13 電気工作物保守委託	△113	
										13 草刈作業委託	△135	
										13 マンホールポンプ改築に伴 う調査業務委託	△1, 349	
										27 消費税納付金	△10, 523	
										03 農業集落排水維持管理事業（政 策）	△188	
										13 農集台帳作成業務委託	△188	
計	205, 886	△24, 585	181, 301		△200		△24, 385					

(款) 2 公債費				(項) 1 公債費							
2 利子	56,871	△686	56,185				△686	23 償還金、利子及び割引料	△686	01 農業集落排水事業起債利子償還事業	△686
										23 地方債利子	△686
計	264,114	△686	263,428				△686				

給 与 費 明 細 表

1 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	1		2,596	2,340	4,936	968	5,904
補正前	1		3,796	3,320	7,116	1,168	8,284
比 較			△ 1,200	△ 980	△ 2,180	△ 200	△ 2,380

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当
	補正後	312	502	313	240	51	446						413	63
	補正前	312	932	573	240	51	446						703	63
	比 較		△ 430	△ 260									△ 290	

議案第 16 号

平成 28 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 28 年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 51,841 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,427,424 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国 庫 支 出 金		720,906	△ 585	720,321
	2 国 庫 補 助 金	169,460	△ 585	168,875
5 県 支 出 金		470,630	△ 293	470,337
	3 県 補 助 金	6,091	△ 293	5,798
7 繰 入 金		511,363	△ 1,312	510,051
	1 一 般 会 計 繰 入 金	511,362	△ 1,312	510,050
8 繰 越 金		45,631	54,031	99,662
	1 繰 越 金	45,631	54,031	99,662
歳 入 合 計		3,375,583	51,841	3,427,424

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		110,550	△ 1,020	109,530
	1 総務管理費	86,120	△ 1,020	85,100
4 地域支援事業費		39,609	△ 1,500	38,109
	2 包括支援事業・任意事業費	30,787	△ 1,500	29,287
6 基金積立金		16,429	54,361	70,790
	1 基金積立金	16,429	54,361	70,790
歳出合計		3,375,583	51,841	3,427,424

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	734,219	0	734,219
2 使用料及び手数料	51	0	51
3 国庫支出金	720,906	△585	720,321
4 支払基金交付金	877,778	0	877,778
5 県支出金	470,630	△293	470,337
6 財産収入	50	0	50
7 繰入金	511,363	△1,312	510,051
8 繰越金	45,631	54,031	99,662
9 諸収入	5,213	0	5,213
10 介護サービス収入	9,742	0	9,742
歳入合計	3,375,583	51,841	3,427,424

歳 出				(単位 千円)			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	110,550	△1,020	109,530				△1,020
2 保 険 給 付 費	3,139,668	0	3,139,668				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	39,609	△1,500	38,109	△878			△622
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	14,663	0	14,663				
6 基 金 積 立 金	16,429	54,361	70,790				54,361
7 諸 支 出 金	44,663	0	44,663				
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,375,583	51,841	3,427,424	△878			52,719

2歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	9,978	△585	9,393	1 現年度分	△585	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)
計	169,460	△585	168,875			

(款) 5 県支出金

(項) 3 県補助金

2 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	4,989	△293	4,696	1 現年度分	△293	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)
計	6,091	△293	5,798			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	4,989	△292	4,697	1 現年度分	△292	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)
4 その他一般会計繰入金	108,546	△1,020	107,526	1 職員給与費等繰入金	△1,020	職員給与費等繰入金
計	511,362	△1,312	510,050			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	45,631	54,031	99,662	1 繰越金	54,031	前年度繰越金
計	45,631	54,031	99,662			

3歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理費	86,120	△1,020	85,100				△1,020	2 給 料	△450	01 職員等人件費 △1,020 2 一般職給料 △450 3 通勤手当 △200 4 共済組合追加費用等 △370
								3 職 員 手当等	△200	
								4 共済費	△370	
計	86,120	△1,020	85,100				△1,020			

(款) 4 地域支援事業費

(項) 2 包括支援事業・任意事業費

2 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	9,347	△1,500	7,847	△878			△622	2 給料	△1,000	01 職員等人件費 △1,500
								3 職員手当等	△500	2 一般職給料 △1,000
計	30,787	△1,500	29,287	△878			△622			3 期末手当 △300
										3 勤勉手当 △200

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

1 介護給付費準備基金積立金	16,429	54,361	70,790				54,361	25 積立金	54,361	01 介護給付費準備基金積立事業 54,361
計	16,429	54,361	70,790				54,361			25 介護給付費準備基金積立金 54,361

給 与 費 明 細 表

1 一 般 職

(1)総 括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	12		43,357	28,387	71,744	13,297	85,041
補正前	13		44,807	29,087	73,894	13,667	87,561
比 較	△ 1		△ 1,450	△ 700	△ 2,150	△ 370	△ 2,520

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当
	補正後	942	10,017	6,149	240	797	1,551		422				8,269	
	補正前	942	10,317	6,349	240	997	1,551		422				8,269	
	比 較		△ 300	△ 200		△ 200								

議案第 2 4 号

相互救済事業の委託について

毎年度予算で定める額を支弁して、市の所有又は占有する財産に係る火災、水災、震災その他の災害による損害に対する相互救済事業について、公益社団法人全国市有物件災害共済会に委託することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 3 条の 2 第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 9 年 3 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表（新規制定条例及び廃止条例は除く。）

かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。 (1)及び(2) (略) 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。 (1)及び(2) (略) 2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、その子

(民法(明治29年法律第89号)第817条の第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 (略)	(民法(明治29年法律第89号)第817条の第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 (略)
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2及び3 (略) 4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」とい	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の3 (略) 2及び3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところによ

う。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。	り、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
	附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
	<u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u> <u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。
(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第2条の2 (略)	(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間) 第2条の3 (略)
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条

例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
<u>(1) 育児休業をしている職員が産前の休業</u> <u>(かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。)</u> <u>第14条の規定による特別休暇をいう。)</u>を始め若しくは出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。	<u>(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業</u> <u>(かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第36号。以下「勤務時間条例」という。)</u> <u>第14条の規定による特別休暇をいう。)</u>を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 <u>7 死亡した場合</u> <u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u> <u>(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u> <u>7 前号7又は1に掲げる場合</u> <u>イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)</u>又は<u>養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u>
<u>(2)～(5)</u> (略)	<u>(3)～(6)</u> (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u>

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

別表第1(第2条、第5条、第6条関係)								別表第1(第2条、第5条、第6条関係)									
職名		報酬		旅費				職名		報酬		旅費					
		年額	月額	日額	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)			年額	月額	日額	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
執行機関	(略)							執行機関	(略)								
附属機関	(略)							附属機関	(略)								
補助機関	(略)		(略)					補助機関	(略)		(略)						
	ティームティーチング非常勤講師																
備考 1～11 (略) 12 ティームティーチング非常勤講師については、この表の報酬の欄中「日額」とあるのは、「勤務1時間当たりの額」とする。								小中学校非常勤講師				2,870	37	2,100	12,500	2,100	
								備考 1～11 (略) 12 ティームティーチング非常勤講師及び小中学校非常勤講師については、この表の報酬の欄中「日額」とあるのは、「勤務1時間									

				当たりの額」とする。			
別表第4(第5条関係)				別表第4(第5条関係)			
職名	区分(片道距離)	日額	月限度額	職名	区分(片道距離)	日額	月限度額
生活保護相談員、生活保護就労支援員、主任介護支援専門員、介護支援専門員、主任家庭児童相談員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、ハートフル相談員、環境保全監視員、消費生活相談員、学校生活相談員 <u>及び社会教育指導員</u>	(略)			生活保護相談員、生活保護就労支援員、主任介護支援専門員、介護支援専門員、主任家庭児童相談員、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、ハートフル相談員、環境保全監視員、消費生活相談員、学校生活相談員、 <u>社会教育指導員及び小中学校非常勤講師</u>	(略)		

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けて	(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けて

いる者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。 2～9 (略)	いる者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。))及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。))については、この限りでない。 2～9 (略)
附 則 第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21	附 則 第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21

年から平成 31 年までの各年である場合に
限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号7	3, 900 円	4, 600 円
	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に**規定する** 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合**において、平成 28 年度分**の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

年から平成 33 年までの各年である場合に
限る。)において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2～3 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる**同条の**規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号7	3, 900 円	4, 600 円
	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に**掲げる** 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車
が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合**には、平成 29 年度分**の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる**同条の**規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号7	3, 900 円	1, 000 円
	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に**規定する** 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が**平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで**の間に初回車両番号指定を受けた場合**において、平成 28 年度分**の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号7	3, 900 円	2, 000 円
	6, 900 円	3, 500 円
	10, 800 円	5, 400 円
	3, 800 円	1, 900 円
	5, 000 円	2, 500 円

4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に**規定する** 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が**平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで**の間に初回車両番号指定を受けた場合**において、平成 28 年度分**の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号7	3, 900 円	3, 000 円
	6, 900 円	5, 200 円
	10, 800 円	8, 100 円

第 2 号7	3, 900 円	1, 000 円
	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に**掲げる** 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が**平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分**の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる**同条の**規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号7	3, 900 円	2, 000 円
	6, 900 円	3, 500 円
	10, 800 円	5, 400 円
	3, 800 円	1, 900 円
	5, 000 円	2, 500 円

4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に**掲げる** 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が**平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで**の間に初回車両番号指定を受けた場合**には、平成 29 年度分**の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる**同条の**規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号7	3, 900 円	3, 000 円
	6, 900 円	5, 200 円
	10, 800 円	8, 100 円

	3,800 円	2,900 円		3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円		5,000 円	3,800 円

かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表(第 2 条関係)

改正前			改正後		
附 則(平成 27 年 3 月 31 日条例第 21 号) (市たばこ税に関する経過措置) 第 5 条 (略) 2～6 (略) 7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する 場合においては、同項から前項までに規定 するもののほか、市税条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに 第 101 条の規定を適用する。この場合にお いて、次の表の左欄に掲げる同条例の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。			附 則(平成 27 年 3 月 31 日条例第 21 号) (市たばこ税に関する経過措置) 第 5 条 (略) 2～6 (略) 7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する 場合においては、同項から前項までに規定 するもののほか、市税条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに 第 101 条の規定を適用する。この場合にお いて、次の表の左欄に掲げる同条例の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)			(略)		
第 19 条第 3 号	第 98 条第 1 項 若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項の納期限	第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項 若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 27 年改正条例附則第 5 条第 6 項の納期限
(略)			(略)		
8～14 (略)			8～14 (略)		

かすみがうら市税条例 新旧対照表(第 3 条関係)

改正前	改正後
(納税証明事項) 第 18 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年 総理府令第 23 号。以下「施行規則」とい う。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、	(納税証明事項) 第 18 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年 総理府令第 23 号。以下「施行規則」とい う。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、

道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号) 第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合において、その旨とする。	道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号) 第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は 2 輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により<u>種別割</u>を滞納している場合において、その旨とする。
(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 139 条第 1 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号及び第 2 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規	(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金) 第 19 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 40 条、第 46 条、第 46 条の 2 若しくは第 46 条の 5(第 53 条の 7 の 2 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 47 条の 4 第 1 項(第 47 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第 48 条第 1 項(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書に係る部分を除く。)、第 53 条の 7、第 67 条、<u>第 81 条の 6 第 1 項</u>、第 83 条第 2 項、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、第 102 条第 2 項、第 139 条第 1 項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号及び第 2 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。 (1) (略) (2) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規

定による申告書に限る。)、<u>第 98 条第 1 項</u>若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間 (3) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、<u>第 98 条第 1 項</u>若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間 (4) (略)	定による申告書に限る。)、<u>第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項</u>若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間 (3) 第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)、<u>第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項</u>若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間 (4) (略)
(法人税割の税率) 第 34 条の 4 法人税割の税率は、<u>100 分の 12.1</u>とする。	(法人税割の税率) 第 34 条の 4 法人税割の税率は、<u>100 分の 8.4</u>とする
(軽自動車税の納税義務者等) 第 80 条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。</u> <u>2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u> 3 軽自動車等の所有者が法<u>第 443 条第 1 項</u>の規定<u>によって軽自動車税</u>を課することができない者である場合<u>においては、その</u>使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>もの</u>については、これを課さない。	(軽自動車税の納税義務者等) 第 80 条 <u>軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u> <u>2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。</u> 3 軽自動車等の所有者が法<u>第 445 条第 1 項</u>の規定<u>により種別割</u>を課することができない者である場合<u>には、第 1 項の規定にかかわらず</u>その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自動車等</u>については、これを課さない。
<u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対</u>	

<u>する軽自動車税の非課税の範囲)</u> <u>第 80 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当する者に対しては、軽自動車税を課さない。</u> <u>(1) 救急用のもの</u>	
<u>(軽自動車税の課税免除)</u> <u>第 81 条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</u>	<u>(軽自動車税のみなす課税)</u> <u>第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u> <u>3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u> <u>4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の軽自動車を法</u>

	<u>の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該 3 輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u>
	<u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u> <u>第 81 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u>
	<u>(環境性能割の課税標準)</u> <u>第 81 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。</u>
	<u>(環境性能割の税率)</u> <u>第 81 条の 4 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u> <u>(1) 法第 451 条第 1 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 1</u> <u>(2) 法第 451 条第 2 項 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受けるもの 100 分の 2</u> <u>(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3</u>
	<u>(環境性能割の徴収の方法)</u> <u>第 81 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u>
	<u>(環境性能割の申告納付)</u> <u>第 81 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様</u>

	<u>式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> <u>2 3 輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u>
	<u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u> <u>第 81 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。</u> <u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u> <u>3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。</u>
	<u>（環境性能割の減免）</u> <u>第 81 条の 8 市長は、公益のため直接専用する 3 輪以上の軽自動車又は第 90 条第 1 項各号に掲げる軽自動車等（3 輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u> <u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u>
<u>（軽自動車税の税率）</u> 第 82 条 <u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1 台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) （略） (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車	<u>（種別割の税率）</u> 第 82 条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。</u> (1) （略） (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車

<u>2 輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年 額 3,600 円 <u>3 輪のもの</u> 年額 3,900 円 <u>4 輪以上のもの</u> <u>乗用のもの</u> 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 <u>貨物用のもの</u> 営業用 年額 3,800 円 自家用 年額 5,000 円 イ (略) (3) (略)	<u>(7) 2 輪のもの(側車付のものを含む。)</u> 年額 3,600 円 <u>(イ) 3 輪のもの</u> 年額 3,900 円 <u>(ウ) 4 輪以上のもの</u> <u>① 乗用のもの</u> 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 <u>② 貨物用のもの</u> 営業用 年額 3,800 円 自家用 年額 5,000 円 イ (略) (3) (略)
(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期) 第 83 条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4 月 1 日とする。 2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5 月 17 日から 5 月 31 日までとする。	(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期) 第 83 条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4 月 1 日とする。 2 <u>種別割</u>の納期は、5 月 17 日から 5 月 31 日までとする。
(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法) 第 85 条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。	(<u>種別割</u>の徴収の方法) 第 85 条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。
(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告) 第 87 条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下<u>本節</u>において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、	(<u>種別割</u>に関する申告又は報告) 第 87 条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下<u>この節</u>において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。 2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、

当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 第 80 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から 15 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)	当該変更があった事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。 4 第 81 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求のあった日から 15 日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。 (1)～(6) (略)
(軽自動車税に係る不申告等に関する過料) 第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 80 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。 2～3 (略)	(種別割に係る不申告等に関する過料) 第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 81 条第 1 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。 2～3 (略)
(軽自動車税の減免)	(種別割の減免)

第 89 条 市長は、公益のため直接専用する<u>と認める軽自動車等</u>に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する<u>ことができる</u>。 2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第 1 項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、この事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	第 89 条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等<u>のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割</u>を減免する。 2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1)～(8) (略) 3 第 1 項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、この事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免) 第 90 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する<u>ことができる</u>。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢 18 歳未満の者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの<u>のうち市長が必要と認めるもの</u>(1 台に限る。)	(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免) 第 90 条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等<u>のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割</u>を減免する。 (1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢 18 歳未満の者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1 台に限る。)

(2) (略) 2 前項第 1 号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下<u>本項</u>において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 3 第 1 項第 2 号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>第 89 条第 2 項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を	(2) (略) 2 前項第 1 号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法第 15 条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号)第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下<u>この項</u>において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(6) (略) 3 第 1 項第 2 号の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、<u>前条第 2 項各号</u>に掲げる事項を記載した申請書を提出しな
--	---

提出しなければならない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。	なければならない。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。
(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法<u>第443条第1項</u>若しくは<u>第80条の2</u>又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法<u>第443条第1項</u>若しくは<u>第80条の2</u>又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書	(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等) 第91条 (略) 2 法<u>第445条</u>若しくは<u>第81条の2</u>又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法<u>第445条</u>若しくは<u>第81条の2</u>又は第80条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。 3～6 (略) 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返

を返納しなければならない。 8～9 （略）	納しなければならない。 8～9 （略）			
	<u>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</u> <u>第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u>			
	<u>（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）</u> <u>第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 81 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u>			
	<u>（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）</u> <u>第 15 条の 4 第 81 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</u>			
	<u>（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）</u> <u>第 15 条の 5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</u>			
	<u>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</u> <u>第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table><tr><td>第 1 号</td><td>100 分の 1</td><td>100 分の 0.5</td></tr></table>	第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5		

	第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
	第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

（軽自動車税の税率の特例）

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による 車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号7	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

2 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号7	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車 が最初の法第 444 条第 3 項に規定する 車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号7 (イ)	3,900 円	4,600 円
第 2 号7 (ウ) ①	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
第 2 号7 (ウ) ②	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

	<u>3,800 円</u>	<u>1,000 円</u>
	<u>5,000 円</u>	<u>1,300 円</u>

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第 2 号7</u>	<u>3,900 円</u>	<u>2,000 円</u>
	<u>6,900 円</u>	<u>3,500 円</u>
	<u>10,800 円</u>	<u>5,400 円</u>
	<u>3,800 円</u>	<u>1,900 円</u>
	<u>5,000 円</u>	<u>2,500 円</u>

4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第 2 号7</u>	<u>3,900 円</u>	<u>3,000 円</u>
	<u>6,900 円</u>	<u>5,200 円</u>
	<u>10,800 円</u>	<u>8,100 円</u>
	<u>3,800 円</u>	<u>2,900 円</u>
	<u>5,000 円</u>	<u>3,800 円</u>

かすみがうら市太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電設備 最大出力が10キロワット以上の太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第4条第1項の規定による契約を電気事業者と締結しているものをいう。ただし、住宅用太陽光発電設備又は屋根貸し太陽光発電設備を除く。 (2) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電設備 最大出力が10キロワット以上の太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であって、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第16条第1項の規定による契約を電気事業者と締結しているものをいう。ただし、住宅用太陽光発電設備又は屋根貸し太陽光発電設備を除く。 (2) (略)
	附 則 <u>この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u>

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
附 則 (失効) 第 2 条 この条例は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。	附 則 (失効) 第 2 条 この条例は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
	附 則 <u>この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u>

かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
(保険料率) 第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	(保険料率) 第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略) (6) 次のいずれかに該当する者 77,700円 イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの ロ (略) (7)～(11) (略) 2 (略)	(1)～(5) (略) (6) 次のいずれかに該当する者 77,700円 イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(<u>租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。</u>)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの ロ (略) (7)～(11) (略) 2 (略)
附 則 (施行期日) 第1条 (略) (改正法附則第3条第1項の条例で定める日) 第2条 (略) (改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置) 第3条 (略)	附 則 (施行期日) 第1条 (略) (改正法附則第3条第1項の条例で定める日) 第2条 (略) (改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置) 第3条 (略) <u>(平成 29 年度における保険料率の特例)</u> <u>第 4 条 平成 29 年度における保険料率は、第 4 条第 1 項に規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる者 32,400 円</u> <u>(2) 令附則第 20 条第 1 項第 2 号に掲げる者</u>

48,600 円

(3) 令附則第 20 条第 1 項第 3 号に掲げる者

48,600 円

(4) 令附則第 20 条第 1 項第 4 号に掲げる者

58,300 円

(5) 令附則第 20 条第 1 項第 5 号に掲げる者

64,800 円

(6) 次のいずれかに該当する者 77,700 円

イ 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。))が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第 8 号ロ、第 9 号ロ又は第 10 号ロに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 84,200

円

イ 合計所得金額が 190 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による

額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第 9 号ロ又は第 10 号ロに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 97,200

円

イ 合計所得金額が 290 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロ又は第 10 号ロに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 110,100

円

イ 合計所得金額が 500 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号ロに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 116,600

円

イ 合計所得金額が 1,000 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要とし

	<u>ない状態となるもの令附則第 20 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</u> <u>(11) 前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>136,000 円</u> <u>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成29年度おける保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,160円とする。</u>
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第 1 条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>第2条 この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u>

かすみがうら市企業立地促進条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第 2 条 (略) (1)～(3) (略) (4) 設備投資額 企業の立地に必要な土地、<u>家屋</u>及び償却資産の取得に要する経費の総額で規則で定める額をいう。 (5) (略)	(定義) 第 2 条 (略) (1)～(3) (略) (4) 設備投資額 企業の立地に必要な土地及び償却資産の取得に要する経費の総額で規則で定める額をいう。 (5) (略) <u>(6) 敷地整備・インフラ整備額 企業の立地に必要な土地の整備及び構築物の整備に要する経費の総額で規則で定める額をいう。</u>
<u>(6)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(7)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
(助成措置)	(助成措置)

第3条 (略) (1)及び(2) (略) 2 及び 3 (略)	第3条 (略) (1)及び(2) (略) <u>(3) 敷地整備・インフラ整備助成金</u> 2 及び 3 (略) <u>4 敷地整備・インフラ整備助成金は、指定事業者による企業の立地に伴う整備に対し交付する。</u>
(助成金の額) 第4条 (略) (1)及び(2) (略)	(助成金の額) 第4条 (略) (1)及び(2) (略) <u>(3) 敷地整備・インフラ整備助成金 敷地整備・インフラ整備事業費に 100 分の 25 を乗じて得た額とし、1 億円を限度とする。ただし、本社機能移転の場合は敷地整備・インフラ整備事業費に 100 分の 50 を乗じて得た額とし、2 億円を限度とする。</u>
(企業の指定要件) 第5条 指定を受けることができる者は、<u>次の各号に掲げる</u>要件に該当する企業のうち、市長が適当と認めた者とする。 <u>(1) 新たに用地を取得し、若しくは借り受けて事務所等を設置し、事業用の建物の全部若しくは一部を取得し、若しくは借り受けて事務所等を設置し、又は固定資産を増設すること。</u> <u>(2) (略)</u> <u>(3) 用地を取得し、若しくは借り受けた日、事業用の建物の全部若しくは一部を取得し、若しくは借り受けて事務所等を設置し、又は固定資産を増設した日から、規則で定める期間内に操業を開始すること。</u>	(企業の指定要件) 第5条 指定を受けることができる者は、<u>第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号から第7号までのすべての</u>要件に該当する企業のうち、市長が適当と認めた者とする。 <u>(1) 新たに用地を取得し、又は用地を借り受けて事務所等を新設し、増設し、又は借り受けること。</u> <u>(2) 企業が所有する土地に事務所等を増設すること。</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) 第1号に規定する者にあつては用地の取得又は借受けにかかる契約を締結した日から、第2号に規定する者にあつては当該増設にかかる工事等の契約を締結した日、又は増設にかかる敷地整備・インフラ整備工事の契約を締結した日から規則で</u>

<u>(4)</u> 新規雇用従業員の数が <u>10 人(中小企業者にあつては、5 人)</u> 以上であること。 <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)	<u>定める期間内に操業を開始すること。</u> <u>(5)</u> 新規雇用従業員の数 <u>が 5 人(中小企業者にあつては、3 人)</u> 以上であること。 <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)
附 則 (施行期日) 1 (略) (条例の失効) 2 この条例は、<u>平成 31 年 3 月 31 日</u>限りその効力を失う。ただし、その日までに第 6 条の規定による申請を行ったものについては、なおその効力を有する。	附 則 (施行期日) 1 (略) (条例の失効) 2 この条例は、<u>平成 32 年 3 月 31 日</u>限りその効力を失う。ただし、その日までに第 6 条の規定による申請を行ったものについては、なおその効力を有する。
	<u>附 則</u> <u>この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u>

平成２９年かすみがうら市議会第１回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成２９年３月２２日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第25号 かすみがうら市監査委員の選任について	
（小松崎 誠）	 1

議案第 25 号

かすみがうら市監査委員の選任について

かすみがうら市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 29 年 3 月 22 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- 1 住 所 かすみがうら市大和田 XXXXXXXXXX
- 2 氏 名 小 松 崎 誠
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

平成２９年かすみがうら市議会第１回定例会

市長提出議案集

〔追加提出〕

平成２９年３月２２日提出

かすみがうら市

目 次

1. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について …… 1
（ 鈴 木 伊 津 子 ）
2. 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について …… 2
（ 宮 本 君 代 ）

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員会法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 29 年 3 月 22 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- 1 住 所 かすみがうら市下土田 XXXXXXXXXX
- 2 氏 名 鈴木 伊 津 子
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 29 年 3 月 22 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- 1 住 所 かすみがうら市牛渡 XXXXXXXXXX
- 2 氏 名 宮 本 君 代
- 3 生年月日 XXXXXXXXXX